

令和元年度 第2回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所		令和元年8月26日(月) 金沢市役所 第1委員会室	
委員 (委員数5名) (出席数5名)		委員長 米田 満(公認会計士) 委員 松本 樹典(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 栗田 真人(弁護士)	
次 第		1 開会 2 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について ア 平成31年4月1日から令和元年7月31日までに係る本市発注工事 及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 工事成績評点の入札参加資格要件での活用について (3) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について (平成31年4月1日から令和元年6月30日) 3 閉会	
抽出案件		5件	
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 臨海(第三分区)下水道管築造工事(1工区)(1-1工区) 新内川第二発電所直流電源装置取替工事
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> 卯辰山工芸工房本館・展示館棟昇降機改修工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> 金沢市立中央小学校建設工事(建築工事)実施設計業務委託並びに金沢市立玉川こども図書館及び金沢市公文書館(仮称)建設工事(建築工事)実施設計業務委託
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> 価値創造拠点施設整備工事基本設計業務委託
審議内容		別紙のとおり	
委員会による報告 又は意見の具申		令和元年度第1四半期の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。	

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市総務局監理課 工事契約係
電話:076-220-2101

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。

工事及び委託業務の業者選考等が適正に行われていることを確認した。

今年度、国や石川県と同様に最低制限価格の上限の見直し等を行っているため、これらの影響等について検証するとともに、引き続き国や石川県、中核市等の入札制度の状況も踏まえ、注視してほしい。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>1 工事・委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等</p> <p>○ 今年度から試行開始された金沢版週休2日モデル工事の概要は。</p>	<p>・ あらかじめ発注者が指定する「発注者指定型」と、受注した企業から希望があり、協議が整った場合に適用する「施工者希望型」の二通りがあり、前者ではあらかじめ経費の算出に反映し、後者の場合には変更契約により経費の割増しを行うことで、工事費に反映させている。また、週休2日を達成した場合には、工事成績評価も加点され、成果が反映される仕組みとなっている。</p>
<p>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</p> <p>令和元年度 臨海（第三分区）下水道管築造工事（1工区）（1-1工区）</p> <p>○ 入札に参加した18者のうち12者が最低制限価格未満で失格となっている。失格者が非常に多いことに加え、最低制限価格と僅差で失格となっているが、業者から制度改革の要望はないのか。また、予定価格の設定について問題はなかったのか。</p> <p>新内川第二発電所直流電源装置取替工事</p> <p>○ これまで設備工事においては最低制限価格と同額で抽選となるケースが多く見受けられたが、本件は今年度からの最低制限価格の算出方法見直しによってそれが回避され、結果として失格者が多くなっている。制度改革によって競争性が働き、適正な入札結果になっていると思われる。 また、本工事後の設備保守について、一定の競争が見込まれる状態が望ましいと考えるが、施工者以外の業者が参入できる余地はあるのか。</p> <p>卯辰山工芸工房本館・展示館棟昇降機改修工事</p> <p>○ 本工事は昇降機の改修において、既設の扉を利用する必要があり、接続部品に他社との互換性がないことから随意契約となっているが、昇降機の改修にあつては全てこのような形になるのか。</p> <p>金沢市立中央小学校建設工事（建築工事）実施設計業務委託並びに金沢市立玉川こども図書館及び金沢市公文書館（仮称）建設工事（建築工事）実施設計業務委託</p> <p>○ 落札率が94%と高くなっているが、原因をどう分析しているのか。</p> <p>価値創造拠点施設整備工事基本設計業務委託</p> <p>○ 落札率が76%と低いのが、原因をどう分析しているのか。 一方で、予定価格と同額入札が4者あるが、指名競争入札において辞退はできるのか。</p>	<p>・ 制度改革の要望は出ていない。 予定価格の設定については、積算時に複数職員・複数部署で検算しており、本案件についても問題はなかった。また、今回のように最低制限価格未満の失格者が多数出るなど顕著な案件については、事後においても積算の適正性を確認しており、今後も同様の事案については慎重に検証していきたい。</p> <p>・ 指摘のとおり、最低制限価格の算出方法の見直しにより競争性が確保された典型的な例と考えている。算出方法の見直しは5月公告分から実施しており、案件数はまだ少ないため、今後も引き続き入札状況を注視していきたい。 本工事において設置した設備機器はメーカー独自の機構を有しており、修繕や保守については専門知識と技術力を要することから、随意契約にならざるを得ないと考えている。</p> <p>・ 本件のように、既存昇降機をベースにした修繕・改修にあつては、部品が他社との互換性がないなど特殊な事情がある場合には、随意契約にならざるを得ないが、昇降機そのものを全取替えるような一般的な工事においては、一般競争入札を実施することになる。</p> <p>・ 複合施設に係る設計業務であることから、難易度が比較的高い案件であることが影響しているのではないかと推察している。</p> <p>・ シンボリックな建築物に対して設計事務所の名を残すことができるの見込みから、業者の受注意欲が高まった結果であると推察している。 指名競争入札においても辞退は可能で、実際に辞退は出ている。業者から質問があつた際にも、その旨を説明している。</p>